

消費動向調査における民間競争入札実施要項(案)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下、「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉なサービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、内閣府は、公共サービス改革基本方針(平成22年7月6日改定を閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された消費動向調査に係る統計調査関連業務について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

I 消費動向調査の概要

消費者の意識、物価の見通し、旅行の実績・予定、サービス等の支出予定、主要耐久消費財等の保有・買替え状況を把握し、景気動向判断の基礎資料とすることを目的とする。

1 調査対象及び調査客体

調査対象は、全国の世帯のうち、外国人・学生・施設等入居世帯を除く世帯であり、調査客体は、内閣総理大臣が定める方法(市町村、調査単位区、世帯の層化3段抽出法)により選ばれた世帯

調査世帯は、15か月継続して調査し、別の世帯に交替する。

2 調査方法

調査の方法は、訪問留置法(調査員が「調査票」を調査世帯に配布し、世帯が自計記入し、調査員が取り集める)によるものとする。

3 調査の規模

- ・ 調査客体数：6,720世帯(一般世帯4,704世帯、単身世帯2,016世帯)
- ・ 調査の範囲：全国229市町村(336単位区)
都道府県別の調査世帯数、調査市町村等は、「消費動向調査の都道府県別調査世帯数(資料1)」及び「平成23年度調査市町村一覧(資料2)」参照

4 調査時期及び調査時点

毎月1回、15日を調査基準日として、概ね10日から20日までの期間に行う。

5 調査事項

- (1) 消費者の意識(毎月)
- (2) 物価の見通し(毎月)
- (3) 旅行の実績・予定(6、9、12、3月のみ)
- (4) 自己啓発、趣味・レジャー・サービス等の支出予定(6、9、12、3月のみ)
- (5) 主要耐久消費財等の保有・買替え状況(3月のみ)
- (6) 世帯の状況(毎月)

Ⅱ 消費動向調査に係る請負業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質

1 消費動向調査に係る請負業務の内容

請負業務は、以下の業務とする。

調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査世帯の選定、調査の依頼、調査票の配布・回収、照会対応、調査票の審査、集計、統計表の作成に係る業務

(1) 業務期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(2) 内閣府からの貸与物件

本調査における内閣府からの貸与物件は以下①～⑦のとおりである。物件の貸与は契約締結後に適宜行う。貸与した物件は業務完了後に必ず内閣府に返却すること。

なお、以下の②、③及び⑦以外は入札説明会で見本を提示する。

- ① 調査関係用品印刷原稿
- ② 消費動向調査調査単位区世帯名簿（既作成分）
- ③ 消費動向調査調査単位区単身世帯名簿（既作成分）
- ④ 報告書（平成 22 年度分）
- ⑤ 個票データ作成フォーム
- ⑥ 集計様式
- ⑦ 平成 22 年度個票入力 CD-R（前年同月同一サンプル集計用）

(3) 業務の引継

民間事業者は、内閣府より、本業務を開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、民間事業者に必要な業務の引継ぎ等を受けることとする。また、本業務の終了にとともに、民間事業者が変更となる場合には、内閣府はⅧ-1 の報告等をもとに次期事業者へ引継を行うものとするが、必要に応じて、業務終了前に民間事業者に対し、引継に必要な資料等を求めるものとする。

(4) 業務内容

この実施要項に基づき請負業務を実施する事業者（以下「民間事業者」という。）が実施する業務（以下「本業務」という。）は以下の通りであるが、民間事業者は定期的に内閣府と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めること。

なお、ここに示す業務内容は最低限の要求事項であり、より良質かつ低廉なサービスを実現する観点から、民間事業者の創意工夫を求める。（入札の際は、業務実施の具体的な方法について、民間事業者の創意工夫による提案は、企画書（後述）に記載する。）

本調査の調査手順は、作業順序に従い、次の 8 工程とする。（別紙 A-1、2 参照）

【実査準備】

- ・ 調査員の確保・指導
- ・ 調査関係用品の印刷
- ・ 世帯名簿の作成及び調査世帯の選定

【実査】

- ・ 調査の依頼及び調査票の配布
- ・ 調査票の回収、礼状及び謝礼の配布

- ・ 調査票の検査、照会対応等

【審査】

- ・ 調査票の審査、照査票の作成及び修正

【集計】

- ・ 集計

【実査準備】

① 調査員の確保・指導（年度当初及び随時（欠員が生じた場合））

ア 民間事業者は、本調査の事務に従事する調査員を採用する。（調査員数は資料1参照。）

イ 採用した調査員に対して、「内閣府消費動向調査員証」を交付する。

ウ 民間事業者は、年度当初及び調査員の補充を行った際は随時、調査員説明会を開催し、調査員に調査開始前に必ず出席するよう義務付け、「調査要領」等により、調査の概要や調査票の内容、調査のスケジュールや回数等の基本的事項及び守秘義務について十分な調査員指導を行う。

特に、不適当な調査を行うことがないように、また、その種の行為があった場合の処分や民間事業者による調査世帯への直接聞き取りがされていることを伝え、強く指導を行う。

エ 調査員に欠員が生じた場合、民間事業者は速やかに後任者の採用を行う。

オ 民間事業者は調査世帯から寄せられた意見・要望等の報告、また、調査員からの調査に携わっての意見・提案を聴取することとし、それを調査員全員に随時伝達する。

② 調査関係用品の印刷

調査関係用品は、民間事業者が印刷する。原稿は、内閣府が提供することとするが、体裁や補完的内容の追加などは必要に応じて民間事業者が創意工夫し作成する（調査票を除く）。

ア 以下の15点の用品は、調査員を経由して、又は受託事業者が直接、調査世帯に配布するもの。

- ・ 調査票
- ・ 消費動向調査（全国、月次）についてのお願い（名簿作成時用）
- ・ 消費動向調査（全国、月次）についてのお願い（調査依頼時用）
- ・ 消費動向調査（全国、月次）にご協力のお願い
- ・ 調査のしおり
- ・ 調査票の記入の仕方
- ・ 暮らしのしおり
- ・ 消費動向調査（全国、月次）についてのお礼
- ・ 依頼状封筒
- ・ 礼状用封筒
- ・ 訪問用封筒
- ・ 訪問票
- ・ 消費動向調査の委託事業者変更について
- ・ 委託事業者変更通知用封筒
- ・ 消費動向調査の調査方法変更について（調査方法変更（平成24年4月調査から郵送調査化）の場合のみ印刷（5頁参照））

(注)「調査票」、「消費動向調査(全国、月次)についてのお願い」、「消費動向調査(全国、月次)にご協力をお願い」、「調査のしおり」及び「調査票の記入の仕方」は、平成24年4月調査の新年度版を印刷する。この原稿は別途内閣府が提供する。

委託事業者の変更通知については、調査員を経由せず委託事業者が郵送により世帯に送付する。

イ 以下の5点の用品は、調査員に配布するもの。

- ・ 消費動向調査調査単位区世帯名簿
- ・ 消費動向調査調査単位区単身世帯名簿
- ・ 照査票
- ・ 調査要領
- ・ 内閣府消費動向調査員証

③ 世帯名簿の作成及び調査世帯の選定(毎月)

調査単位区世帯名簿の作成及び調査世帯の選定は、平成23年7月から24年6月の調査世帯交替分までを作業範囲とし、23年4月から24年3月まで毎月作業を行う(資料3参照)。

ア 調査世帯の交替月及び調査期間

調査世帯の交替月及び調査期間は、「調査世帯交替図」(資料4)のとおり、グループ単位記号ごとに定める。調査世帯は、属する調査単位区毎に「平成23年度調査市町村一覧」(資料2)にあるグループ単位記号に基づき毎月15分の1ずつ交替する。

イ 現行調査の調査世帯の引継ぎ

平成22年度中に調査対象として選定した世帯(23年5月及び6月から調査を開始する世帯を含む。)は、交替期に至るまでは平成23年度も引き続き調査する。新年度調査の民間事業者が変更になった場合でも、継続して調査を行うこととなる。

【実査】

④ 調査の依頼及び調査票の配布(毎月)

ア 調査の依頼及び調査票の配布【新規調査世帯】

調査員は、調査月の10日頃までに、選定した世帯に対し「消費動向調査(全国、月次)についてのお願い」、「消費動向調査(全国、月次)にご協力をお願い」及び「調査のしおり」を配布し、調査の依頼を行う。

調査の依頼の際には、調査の趣旨、選定された経緯、調査期間等について十分説明する。調査の受諾が得られれば、「調査票」及び「調査票の記入の仕方」を配布し、6、9、12、3月にはそれに加え「くらしのしおり」を配布する。

調査拒否等調査不能があった場合は、選定時と同様の手順でサンプル抽出を行った世帯に調査の協力を依頼し、本要項Ⅱ-4-(2)に示す回収率が得られるよう努める。協力受諾世帯については、「消費動向調査調査単位区世帯名簿」作成時に世帯主氏名、世帯区分に不備があった場合は当該部分を聞き取り、記入する。

また、一般世帯、単身世帯とも調査票記載事項の確認等に必要となるので、調査世帯については可能な限り電話番号を聴取し、電話連絡が可能となるよう依頼する。

なお、平成 23 年 4 月調査の新規調査世帯についての調査の依頼及び調査票の配布は、23 年 3 月下旬までに済んでいるので、23 年 5 月調査の依頼及び調査票の配布から始め、24 年 4 月調査の依頼及び調査票の配布を、24 年 3 月下旬まで行うことで終わる（12 ヶ月分）。

ただし、調査方法の変更（平成 24 年 4 月調査から郵送調査化）を検討していることから、平成 24 年 4 月調査の新規調査世帯に対しては、訪問での調査依頼を行わず、「調査票」、「消費動向調査（全国、月次）にご協力のお願ひ」、「調査のしおり」、「調査票の記入の仕方」等を郵送する場合がある。

調査の依頼については、Ⅱ－4 の業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた（1）業務の適正かつ確実な履行、及び（2）回収率の向上等を含め統計精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫を求める。

イ 調査票の配布【継続調査世帯】

調査員は、継続して調査を行う世帯については、各月の「調査票」回収時に翌月調査の「調査票」を配布し、6、9、12、3 月調査の調査票配布時にはそれに加え「くらしのしおり」を配布する。その際、翌月調査票は翌月に記入することになる旨付言する。

なお、平成 23 年 4 月の「調査票」は 23 年 3 月調査時に配布済みであることから、「調査票」の配布は 23 年 4 月調査の「調査票」回収時に 5 月分の「調査票」を配布することから始め、24 年 3 月調査の「調査票」回収時に 4 月分の「調査票」を配布することで終わる（12 ヶ月分）。

ただし、調査方法の変更（平成 24 年 4 月調査から郵送調査化）を検討していることから、平成 24 年 3 月調査の調査票回収時に、「消費動向調査の調査方法変更について」、24 年 4 月調査用の「調査票」、「消費動向調査（全国、月次）にご協力のお願ひ」、「調査のしおり」、「調査票の記入の仕方」等を配布し、調査方法の変更について説明を行う場合がある。

ウ 代替サンプルの補充

調査世帯の転居、調査拒否などから調査世帯が減少した場合には、その都度、「消費動向調査調査単位区世帯名簿」或いは「消費動向調査調査単位区単身世帯名簿」から選定時と同様の手順により代替サンプルを補充する。

エ 委託業者変更の通知

平成 22 年度中に調査対象として選定した世帯（23 年 5 月及び 6 月から調査を開始する世帯を含む。）は、交替期に至るまでは平成 23 年度も引き続き調査することとなるので、継続して調査を行う世帯には、新民間事業者が平成 23 年 4 月に入ってから速やかに「消費動向調査の委託事業者変更について」を郵送する。

⑤ 調査票の回収、礼状及び謝礼の配布（毎月 20 日頃）

- ア 調査員は、毎月 20 日頃までに「調査票」の回収を行う。その際、当該世帯が調査終了世帯である（次月に世帯が交替する）場合は「消費動向調査（全国、月次）についてのお礼」を渡す。
- イ 調査員は、「調査票」への記入が 2 回目以降の世帯では「調査票」回収の際、前回から世帯の状況に変化がないか、民間事業者から受け取った「照査票」（別添 1）に基づき確認する。変更があった場合は、調査票の該当箇所に記入漏れがないか確認するとともに、「照査票」の該当箇所を修正する。また、調査世帯の変更などの参考事項は備考欄に記入する。
- ウ 調査票の回収及び謝礼の配布については、Ⅱ－4 の業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた（1）業務の適正かつ確実な履行、及び（2）回収率

の向上等を含め統計精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫を求める。

ただし、謝礼品は、調査1回につき330円程度(消費税込みの購入金額であり、全期間15回協力した場合5,000円。配布の頻度は創意工夫)で配布する。

なお、調査票の回収については、従来は、調査世帯が不在の場合は「訪問票」を置いて次回訪問時を連絡し再訪問している。

⑥ 調査票の検査、照会対応等（毎月）

ア 調査員は、「調査票」回収の際及び必要があれば回収後でも、記入に不備または矛盾した箇所がないか検査し、不備または矛盾があれば世帯に確認して補完・訂正する。

イ 民間事業者の本部に調査世帯からの照会事項に対応するフリーダイヤルを設けることとする。

ウ 調査票の検査、照会対応等については、Ⅱ-4の業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた(1)業務の適正かつ確実な履行、及び(2)回収率の向上等を含め統計精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫を求める。

【審査】

⑦ 調査票の審査、照査票の作成及び修正（毎月）

民間事業者は、調査員から提出された「調査票」が適切に記入されているかどうか、内容審査を行うとともに、次月調査のため、「照査票」(別添1)の作成及び修正を行う。「照査票」の世帯主の性別及び世帯員の状況の各欄は、「調査票」の世帯の状況の該当欄に基づき作成する。内容審査等において、記入漏れの箇所や誤って記入されていると判断される箇所がある場合は、担当の調査員に確認して記入内容の訂正を行う。

【集計】

⑧ 集計（毎月）

ア 以下の集計事項について、集計区分別にクロス集計を行う。集計方法等については、「個票データ形式、各項目の算出方法及び表章形式について」(資料5)のとおりとする。

【集計事項】

- ・ 消費者の意識(暮らし向き、収入の増え方、雇用環境、耐久財の買い時判断、レジャー時間(四半期調査のみ)、資産価値)
- ・ 物価の見通し
- ・ 旅行の実績及び予定(四半期調査のみ)
- ・ サービス等の支出予定(四半期調査のみ)
- ・ 主要耐久消費財等の保有・買替え状況(3月調査のみ)
- ・ 消費者態度指数と消費者意識指標

【集計区分】

- ・ 世帯主の性別、年齢階級別
- ・ 世帯主の性別・年齢階級別
- ・ 世帯区分別
- ・ 世帯の年間収入階級別
- ・ 年齢階級別(単身世帯のみ表章)
- ・ 世帯主の所得の種類別

- ・ 地域（ブロック）別
- ・ 都市規模階級別
- ・ 住宅の所有関係別
- ・ 世帯の年間収入階級別、世帯主の性別
- ・ 世帯主の年齢階級別、世帯の年間収入階級別
- ・ 世帯人員別
- ・ 世帯の就業者数別
- ・ 都道府県別
- ・ 住宅の総床面積別（主要耐久財の保有状況とのクロス表のみ）

イ 「調査票」のデータ入力（毎月、6,720票）は、民間事業者において行う。

ウ 集計は、民間事業者においてコンピュータを用いて行い、集計結果は、電子媒体（EXCEL 及び CSV 形式）と印刷物の両方で提出する。

更に、前年同月の調査サンプルと同一サンプルで前年対比が比較可能となるところは、当該同一サンプルで当月と前年同月で集計を行うこととする。この集計は全体の集計表と同一項目の表章で行う。

なお、集計表の様式の変更等があった場合、民間事業者の負担において速やかに対応する。

エ 成果物の提出の前には、「調査票」のデータ入力及び集計作業のミスがないことを十分に確認し、成果物の提出の際その内容を報告する。

（５）納入物件と提出期限

本調査について以下①～⑦の物件を内閣府に納入する。納入物件の様式、形式等についてはあらかじめ内閣府の承認を得ること。

- ① 調査票 1式
- ② 照査票 1式
- ③ 集計結果表 2部
- ④ 個票入力 CD-R（正・副） 1式
- ⑤ 集計結果 CD-R（正・副） 1式

上記成果物は、各調査の時期に応じ、次の期限までに内閣府に提出する。

- 4月調査 平成23年4月26日
- 5月調査 平成23年5月26日
- 6月調査 平成23年6月27日
- 7月調査 平成23年7月26日
- 8月調査 平成23年8月26日
- 9月調査 平成23年9月26日
- 10月調査 平成23年10月26日
- 11月調査 平成23年11月28日
- 12月調査 平成23年12月26日
- 1月調査 平成24年1月26日
- 2月調査 平成24年2月27日
- 3月調査 平成24年3月26日

- ⑥ 消費動向調査調査単位区世帯名簿 1部

⑦ 消費動向調査単位区単身世帯名簿 1部

「消費動向調査調査単位区世帯名簿」及び「消費動向調査調査単位区単身世帯名簿」は、各世帯交替月に応じて作成されるが、平成24年3月26日までに原本を内閣府に提出する。

2 情報セキュリティの管理

民間事業者は、内閣府本府情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。

- (1) 民間事業者は、内閣府から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (2) 民間事業者は、内閣府本府情報セキュリティポリシーの履行が不十分とみなされるとき又は民間事業者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて内閣府の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (3) 民間事業者は、内閣府から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

なお、内閣府本府情報セキュリティポリシーは入札説明会において提示する。

3 請負業務に関する留意事項

- (1) 民間事業者は本業務を実施するために、調査関係書類を厳重に管理する環境、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所等を用意する。
- (2) 民間事業者は本業務を実施する際、内閣府の受託事業である旨を調査世帯へ配布する「消費動向調査（全国、月次）についてのお願い」などに明記する。
- (3) 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するために、内閣府との連絡・調整を行う担当者を設置し、速やかに内閣府と連絡・調整が取れる状態を保つとともに、内閣府との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。また、内閣府との緊急連絡体制を確保することとし、調査員とも、調査期間か否かにかかわらず、緊急連絡体制を確保することとする。
- (4) 調査方法の変更（平成24年4月調査から）を検討していることから、24年4月調査以降に係る「調査関係用品の印刷」、「調査の依頼及び調査票の配布」等の業務内容を変更する場合がある。

4 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務の遂行に当たって、調査結果の正確性を確保するため、以下の対応を行うこととする。

(1) 業務の適正かつ確実な履行

本調査において、一連の業務を通して各月の結果の正確性を確保するため、実施計画や、Ⅱ-1-(4)①調査員の確保・指導、⑥調査票の検査、照会対応等を中心に、Ⅱ-1(4)で示した業務内容の各工程において、本要項及び契約に基づき遂行することとされた業務を、適正かつ確実に履行する。

(2) 目標回収率

上記(1)を行った上で、調査結果の精度を確保するために、調査の回収率が70%以上となるよう努める。このために、調査世帯の転居、調査拒否などから調査世帯が減少した場合には、その都度、「消費動向調査調査単位区世帯名簿」或いは「消費動向調査調査単位区単身世帯名簿」から代替サンプルを補充する。なお、ここで述べた回

収率とは、調査世帯として選定した世帯のうち、回答を得られた世帯の割合をいう。一般世帯においては消費動向調査1調査単位区14世帯に対する割合（具体的には10世帯）であり、単身世帯においては消費動向調査3調査単位区をまとめた1単位18世帯に対する割合（具体的には13世帯）である。

各月の回収率が70%を下回る見込みとなった場合は、直ちに内閣府と協議の上、遅滞なく対応策を講じること。

5 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次の①又は②の場合、速やかに業務の改善策（内閣府への提案を含む）を作成及び提出し、内閣府の承認を得たうえで改善策を実施するものとする。なお、民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施にあたり、内閣府に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

- ① 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善（内閣府への提案を含む）が必要と判断した場合
- ② 内閣府が、Ⅷ－1に示す報告やⅡ－1－（5）の納入物件の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかとなり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求める場合

6 契約金額の支払いについて

契約金額の支払いについては、落札者の決定後、落札者と内閣府が協議を行い、契約金の支払額を決定する。

内閣府は、Ⅷ－1の報告及びⅡ－1－（5）の納入物件に基づき、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。業務遂行後の確認ができない限り支払いは行わない。

Ⅲ 契約期間

契約期間は、平成23年4月1日（契約締結後）から平成24年3月31日までとする。

Ⅳ 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- 1 法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- 2 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること。（なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
- 3 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- 4 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 5 内閣府所管競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（調査・研究）」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- 6 本実施事項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- 7 落札者を決定する技術等審査会の評価者として指名された外部有識者本人又はこれらの者との利害関係を有する事業者でないこと。

V 民間競争入札に参加する者の募集

1 民間競争入札に係るスケジュール(予定)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 入札公告 | 平成 22 年 11 月上旬頃 |
| (2) 入札説明会 | 平成 22 年 11 月下旬頃 |
| (3) 入札説明会後の質問期限 | 平成 22 年 12 月上旬頃 |
| (4) 入札書類提出期限 | 平成 23 年 1 月上旬頃 |
| (5) 入札書類の評価 | 平成 23 年 2 月中旬頃 |
| (6) 開札 | 平成 23 年 2 月中旬頃 |
| (7) 契約の締結 | 平成 23 年 3 月上旬頃 |
| (8) 業務の引き継ぎ | 平成 23 年 3 月上旬頃 |

2 入札実施手続

(1) 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類及び業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）を提出する。なお、企画書の項目が「評価項目一覧」のどの項目に該当するか判るようにすること。入札金額には、本業務に要する一切の経費の 105 分の 100 に相当する金額を記載することとする。また、法第 10 条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類をあわせて提出すること。

(2) 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、VIで示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

- ① 事業実施計画
- ② 事業実施体制
 - ア 実施体制・役割分担
 - イ 事業実績・資格
 - ウ 設備・環境
 - エ 研修
 - オ 情報セキュリティ対策
- ③ 個別業務の実施方法
 - II-1 に示す工程ごとに記載すること。
- ④ その他（※加点項目審査のみ）

(3) 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、内閣府において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、内閣府に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び内閣府からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害する恐れがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

VI 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるもの

とする。なお、評価者として、内閣府職員（５名）のほか外部有識者（１名）を指名する。

1 落札者決定に当たっての評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿い、かつ実行可能なものであるか、また、効果的なものであるかについて行う。

(1) 必須項目審査

内閣府は、入札参加者が企画書に記載した内容を、下記の必須項目について満たしていることを確認する。すべて満たしている場合は合格とし、基礎点を与える。1つでも満たしていない場合は失格とする。なお、別紙1を参照のこと。

① 民間事業者における事業実施スケジュール

- ・ 実施スケジュールは、Ⅱ－1に示す業務内容を履行するための合理的なものになっているか。
- ・ 実施スケジュールは、Ⅱ－3に示す留意事項の要件を満たすための合理的なものになっているか。

② 民間事業者における事業実施体制

ア 実施体制・役割分担

- ・ 本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、人員の補助体制が確立されているか。
- ・ 調査員及び内閣府との緊急連絡体制が確立されているか。
- ・ 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。

イ 設備・環境

- ・ 調査票及び調査関係用品の整理及び保管体制を有しているか。
- ・ 本業務を実施する場所、設備環境（調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット、パソコン等）が用意されているか。

ウ 情報セキュリティ対策

- ・ 情報セキュリティ対策は内閣府本府情報セキュリティポリシーを遵守しているか。
- ・ 情報セキュリティ対策が情報セキュリティを適切に確保するものとなっているか。

③ 個別業務の実施方法

【実査準備】

ア 調査員の確保・指導

- ・ 調査員の確保・指導の処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。
- ・ 調査員の研修プログラムに、調査の概要や調査票の内容、統計調査における基本的事項及び守秘義務について含まれているか。

イ 調査関係用品の印刷

- ・ 調査関係用品の印刷の処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。

ウ 世帯名簿の作成及び調査世帯の選定

- ・ 世帯名簿の作成及び調査世帯の選定の処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。

【実査】

エ 調査の依頼及び調査票の配布

- ・ 調査の依頼及び調査票の配布の処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。

オ 調査票の回収、礼状及び謝礼の配布

- ・ 調査票の回収、礼状及び謝礼の配布の処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。
- カ 調査票の検査、照会対応等
- ・ 調査票の検査、照会対応等の処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。
- 【審査】
- キ 調査票の審査、照査票の作成及び修正
- ・ 調査票の審査、照査票の作成及び修正の処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。
- 【集計】
- ク 集計
- ・ 集計の処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。

(2) 加点項目審査

上記「(1) 必須項目審査」で合格となった入札参加者に対し、加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるという観点から、評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を比較し、下記の審査基準に基づき各項目について0点から3点を付与する。各項目に付与された得点に、その項目の重要度に応じて設定されたウェイトを乗じた点数を合計し、基礎点との合計点を技術点とする。なお、別紙1を参照のこと。

<表 審査基準>

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

- ① 民間事業者における事業実施スケジュール
- ・ 実施スケジュールについて、効率的に実施するための工夫がされているか。
- ② 民間事業者における事業実施体制
- ア 実施体制・役割分担
- ・ 統計調査に精通した責任者がいるか。
 - ・ 内閣府からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。
- イ 事業実績・資格
- ・ 類似調査事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に調査内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか。
 - ・ 過去3年以内に訪問留置法による全国規模の調査（客体数7,000世帯以上）を実施した実績はあるか。
 - ・ ISO9001の認証を受けているか。
（実施組織・部門が認証を受けているかを評価し、この項目の得点配分は認証を受けていない：0点、認証を受けている：3点とする。）
- ウ 情報セキュリティ対策
- ・ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証取得をしているか。
（実施組織・部門が認証を受けているかを評価し、この項目の得点配分は、認証を受けていない：0点、認証を受けている：3点とする。）

- ・ プライバシーマークを取得しているか。
(民間事業者が取得しているかを評価する。この項目の得点配分は、取得していない：0点、取得している：3点とする。)
- ・ 効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。

③ 個別業務の実施方法

【実査準備】

ア 調査員の確保・指導

- ・ 調査員の確保・指導を適正かつ確実に行うための工夫がされているか。
- ・ 調査員の指導に当たり、統計調査（調査事項）の特徴や特性が理解される工夫があるか。
- ・ 照会対応に関し、調査員が適切な対応の習熟が可能な研修プログラムが用意されているか。

イ 調査関係用品の印刷

- ・ 調査関係用品の印刷を適正かつ確実に行うための工夫がされているか。

ウ 世帯名簿の作成及び調査世帯の選定

- ・ 世帯名簿の作成及び調査世帯の選定を適正かつ確実に行うための工夫がされているか。

【実査】

エ 調査の依頼及び調査票の配布

- ・ 調査の依頼及び調査票の配布を適正かつ確実に行うための工夫がされているか。
- ・ II-4の業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた（1）業務の適正かつ確実な履行、及び（2）回収率の向上等を含め統計精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫が発揮された提案がされているか。

オ 調査票の回収、礼状及び謝礼の配布

- ・ 調査票の回収、礼状及び謝礼の配布を適正かつ確実に行うための工夫がされているか。
- ・ II-4の業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた（1）業務の適正かつ確実な履行、及び（2）回収率の向上等を含め統計精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫が発揮された提案がされているか。

カ 調査票の検査、照会対応等

- ・ 調査票の検査、照会対応等を適正かつ確実に行うための工夫がされているか。
- ・ II-4の業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた（1）業務の適正かつ確実な履行、及び（2）回収率の向上等を含め統計精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫が発揮された提案がされているか。

【審査】

キ 調査票の審査、照査票の作成及び修正

- ・ 調査票の審査、照査票の作成及び修正を適正かつ確実に行うための工夫がされているか。

【集計】

ク 集計

- ・ 集計作業を適正かつ確実に行うための工夫がされているか。

④ その他

- ・ 調査結果の正確性を高めるため、II-4の業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた（1）業務の適正かつ確実な履行、（2）回収率の向上等を含め統計精度を改善する観点から、より効果的なものとなるような創意工夫が

- 発揮された提案がされているか。
- ・ 業務を効率的に実施するための創意工夫がされているか。

2 落札方式及び得点配分

(1) 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、下記「(2) 総合評価点の算出」によって得られた数値が最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 「評価項目一覧 (必須)」に記載されている項目を、すべて満たしていること。

(2) 総合評価点の算出

総合評価点 = 技術点 + 価格点

技術点 = 基礎点 + 加点とする。加点は各評価者の得点の算術平均とする。(200 点満点)

価格点 = 価格点の配分 (※1) × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

※技術点の配点と価格点の配点は下記「(3) 得点配分」のとおりとする。

(3) 得点配分

技術点	200 点
価格点	100 点

3 その他

- (1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記「(2) 総合評価点の算出」によって得られた数値の最も高い1者を落札者として決定することがある。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない内閣府の職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 内閣府は落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

4 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取り扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

5 契約の締結後の措置

契約の締結後、民間事業者の創意工夫により企画書において提案された内容を踏まえ、事業開始までに内閣府と十分に協議し、双方合意の下に業務内容の詳細を確定する。このとき、提案の採用の可否に起因する契約金額の増減は原則として行わない。

VII 消費動向調査における従来の実施状況に関する情報の開示

消費動向調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙2のとおりとする。

1 従来の実施に要した経費

- 2 従来の実施に要した人員
- 3 従来の実施に要した施設及び設備
- 4 従来の実施における目的の達成の程度
- 5 従来の実施方法

Ⅷ 契約により民間事業者が講ずべき措置等

1 報告について

Ⅱ－４で設定した本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、以下の①～⑩について、定期的に内閣府に報告する。各々の提出様式及び定期的な提出時期については、①～④は毎月、⑤は年度当初及び調査員の補充を行った際、別添の様式によることとし、⑥～⑩は内閣府が民間事業者とあらかじめ協議の上決定する。その際、民間事業者の過度な負担とならないように留意しつつ、件数や内容を的確に把握するとともに、時系列的な推移等、各工程の遂行の成果が明らかになるようにする。

また、内閣府は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じて、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

- ① 調査世帯等問い合わせ等内容報告書（別添２）
調査世帯等からの照会内容及び対応状況についてとりまとめる。Ⅱ－１－（４）①調査員の確保・指導、⑥調査票の検査、照会対応等の確認に用いる。
- ② 「内部検査報告書」（別添３）
内容審査を行った「調査票」及び「照査票」に基づき、集計対象とした世帯数を報告する。Ⅱ－１－（４）①調査員の確保・指導、⑦調査票の審査、照査票の作成及び修正の確認に用いる。
- ③ 「調査票等提出明細書」（別添４）
内容審査を行った「調査票」及び「照査票」に基づき、調査票・照査票の提出枚数をとりまとめる。Ⅱ－１－（４）④調査の依頼及び調査票の配布、⑦調査票の審査、照査票の作成及び修正の確認に用いる。
- ④ 「調査状況監査結果」（別添５）
集計結果を内閣府に提出する前までに、不適当な調査票の提出がなされていないか調査員の調査方法等の確認結果をとりまとめる。Ⅱ－１－（４）①調査員の確保・指導の確認に用いる。
- ⑤ 調査員任命報告書（別添６）
年度当初及び調査員の補充を行った際に任命状況について作成。Ⅱ－１－（４）①調査員の確保・指導の確認に用いる。
- ⑥ 消費動向調査調査単位区世帯名簿の修正・更新・重複チェックの状況
Ⅱ－１－（４）③世帯名簿の作成及び調査対象の選定の確認に用いる。
- ⑦ 調査票の配布・回収の状況
Ⅱ－１－（４）⑤調査票の回収、礼状及び謝礼の配布の確認に用いる。
- ⑧ 調査票の審査・疑義照会の状況
Ⅱ－１－（４）⑦調査票の審査、照査票の作成及び修正の確認に用いる。
- ⑨ 入力データのチェックの状況
Ⅱ－１－（４）①調査員の確保・指導、⑥調査票の検査、照会対応等、⑦調査票の審査、照査票の作成及び修正の確認に用いる。
- ⑩ 集計（統計表）のチェックの状況

Ⅱ－１－（４）⑧集計の確認に用いる。

2 調査について

内閣府は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記1の報告や次の(1)、(2)によるモニタリングの結果等により必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。立ち入り検査をする内閣府の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(1) 民間事業者への電話（適宜）

内閣府から民間事業者へ電話し、業務担当者に様々な質問を投げかけることにより、適切な照会対応をしているかどうかを調査する。

(2) 調査世帯への電話（適宜）

内閣府から消費動向調査の調査世帯に電話し、直接質問することにより、調査票の回収等において調査票の記入を軽視するような発言・表現がなかったかどうか等を調査する。

3 指示について

内閣府は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記2の調査結果等により必要があると認めるときは、法第27条第1項に基づき、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して内閣府が開示した情報等（公知の事実を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報（電話番号、性別、年齢など、調査の結果知り得た世帯に係る個人情報）を第三者に漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

具体的には、調査員は、業務上知り得た事項についていかなる理由があっても、また、民間事業者であるか否かを問わず、決して第三者に漏らしてはならない。これを確保するため、民間事業者は秘密保持に関する「誓約書」を調査員から徴する。民間事業者においては、調査終了後に調査員が個人情報を使用・保管しないことを厳重に管理することとする。これを確保するために、契約締結の際には「誓約書」を提出する。また、集計で知り得た情報についても第三者に漏らしてはならない。集計で知り得た情報は、契約期間終了後は、消去及び解読不可能な状態にして破棄することとする。

5 著作権等の取扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、内閣府が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる民間事業者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作

- 物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、民間事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

(1) 業務の開始及び中止

- ① 民間事業者は、Ⅱ-1-(1)に定める業務期間の開始日より、確実に本業務を開始しなければならない。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときには、あらかじめ、内閣府の承認を受けなければならない。

(2) 公正な取り扱い

- ① 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。
- ② 民間事業者は、調査客体の取り扱いについて、自らが行う事業の利用の有無により区別してはならない。

(3) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えること(所定の謝礼品を除く)をしてはならない。

(4) 宣伝行為の禁止

- ① 民間事業者及び本業務に従事する者は、「消費動向調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受託業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び当該自ら行う業務が消費動向調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。
- ② 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

(5) 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

(6) 記録・帳簿書類

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、実施年度ごとに翌年度より5年間保管しなければならない。また、保管期間終了後は破砕等を行い判別不可能な状態で速やかに廃棄し、内閣府にその旨を報告しなければならない。

(7) 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(8) 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ内閣府の承認を受けなければならない。

(9) 再委託

- ① 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- ② 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法)について記載しなければ

ばならない。

- ③ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で内閣府の承認を受けなければならない。
- ④ 民間事業者は上記②又は③により再委託を行う場合には、民間事業者が内閣府に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記「4 秘密の保持」及び本項に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ⑤ 上記①から④までに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(10) 請負内容の変更

民間事業者及び内閣府は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

(11) 契約の解除等

内閣府は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- ① 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- ② 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ③ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(12) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と内閣府とが協議するものとする。

IX 第三者に損害を加えた場合における民間事業者が負うべき責任

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

- 1 内閣府が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、内閣府は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について内閣府の責めに帰すべき理由が存する場合は、内閣府が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- 2 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について内閣府の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は内閣府に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

X 法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

1 実施状況に関する調査の時期

内閣府は、内閣総理大臣が評価を行うに当たり必要な情報を収集するため、本業務の実施状況について平成 24 年 3 月末時点における状況を調査するものとする。

2 調査の実施方法

内閣府は、民間事業者に対し、Ⅷ－1 の報告等を基に、下記 3 の調査項目について必要な調査を行い、数値的な質の維持向上が達成されたかを定量的に評価するとともに、

調査・工程ごとに業務が適確かつ効果的に実施されたかを定性的に評価する。

3 調査項目

- ・ VIII-1に掲げる項目
- ・ 実際に本業務の実施に要した人員及び経費

4 内閣府は、上記調査に際して、必要に応じ、民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

5 内閣府は上記調査についてとりまとめた本業務の実施状況等を内閣総理大臣に提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

XI その他の実施に関し必要な事項

1 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）その他関係法令を遵守するものとする。特に、統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

2 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

3 次の（1）及び（2）のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により三十万円以下の罰金に処されることとなる。

（1）VIII-1による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はVIII-2による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（2）正当な理由なく、VIII-3による指示に違反した者

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記4の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記4の刑を科されることとなる。

5 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

内閣府は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

6 内閣府の監督体制

（1）本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

（2）本業務の実施状況に係る監督は、VIII-2により行うこととする。

7 会計検査について

民間事業者は、会計検査法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実施の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

評価項目一覧

別紙 1

企画書の目次		評価項目	評価の視点	得点配分			種別 A実施体制等 B創造性等	
				必須 (基礎点)	加点	加重		
事業実施計画								
大項目	中項目	実施スケジュール	・実施スケジュールは、業務内容を履行するための合理的なものになっているか	基本的な業務実施計画	(10)	-		A
			・実施スケジュールは、留意事項の要件を満たすための合理的なものになっているか。	基本的な業務実施計画		-		A
			・実施スケジュールについて、効率的に実施するための工夫がされているか。	業務の効率化	-	12	4	A
事業実施体制								
ア	実施体制・役割分担	・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、人員の補助体制が確立されているか。	基本的な組織体制	(10)	-		A	
		・調査員及び内閣府との緊急連絡体制が確立されているか。						
イ	事業実績・資格	・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。	統計調査の知識と体制の柔軟性	-	3	1	A	
		・統計調査に精通した責任者がいるか。			12	4	A	
ウ	設備・環境	・内閣府からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。	処理能力	-	12	4	A	
		・類似調査事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に調査内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか。			3	1	A	
エ	情報セキュリティ対策	・過去3年以内に、訪問留置法による全国規模の調査（客体数7,000世帯以上）を実施した実績はあるか。	資格	-	3	1	A	
		・ISO9001の認証を受けているか。						
オ	情報セキュリティ対策	・調査票及び調査関係用品の整理及び保管体制を有しているか。	基本的な設備環境と財務基盤	(6)	-		A	
		・本業務を実施する場所、設備環境（調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット、パソコン等）が用意されているか。						
カ	情報セキュリティ対策	・情報セキュリティ対策は内閣府本府情報セキュリティポリシーを遵守しているか。	基本的なセキュリティ	(5)	-		A	
		・情報セキュリティ対策が情報セキュリティを適切に確保するものとなっているか。						
		・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証取得をしているか。	万全なセキュリティ	-	3	1	A	
・プライバシーマークを取得しているか。	-	3		1	A			
		・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。			12	4	A	
個別業務の実施方法								
ア	調査員の確保・指導	・処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。	基本的手法	(3)	-		B	
		・調査員の研修プログラムに、調査の概要や調査票の内容、統計調査における基本的事項及び守秘義務について含まれているか。	基本的手法		-		B	
		・調査員の確保・指導を適正かつ確実にを行うための工夫がされているか。	調査員確保・指導の質	-	6	2	B	
		・調査員の指導に当たり、統計調査（調査事項）の特徴や特性が理解される工夫があるか。	調査員確保・指導の質	-	3	1	B	
イ	調査関係用品の印刷	・照会対応に関し、調査員が適切な対応の習熟が可能な研修プログラムが用意されているか。	調査員確保・指導の質	-	3	1	B	
		・処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。	基本的手法	(3)	-		A	
ウ	世帯名簿の作成及び調査対象の選定	・業務を適正かつ確実にを行うための工夫がされているか。	印刷業務の質	-	3	1	A	
		・処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。	基本的手法	(3)	-		B	
エ	調査の依頼及び調査票の配布	・業務を適正かつ確実にを行うための工夫がされているか。	調査対象選定の質	-	3	1	B	
		・処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。	基本的手法	(4)	-		B	
オ	調査の依頼及び調査票の配布	・業務適正かつ確実にを行うための工夫がされているか。	配布業務の質	-	3	1	B	
		・業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた（1）業務の適正かつ確実な履行、及び（2）回収率の向上等を含め、統計精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫が発揮された提案がされているか。	協力依頼の質	-	6	2	B	
カ	調査票の回収、礼状及び謝礼の配布	・処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。	基本的手法	(5)	-		B	
		・業務を適正かつ確実にを行うための工夫がされているか。	受付業務の質	-	6	2	B	
キ	調査票の回収、礼状及び謝礼の配布	・業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた（1）業務の適正かつ確実な履行、及び（2）回収率の向上等を含め、統計精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫が発揮された提案がされているか。	回収業務の質	-	6	2	B	
		・処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。	基本的手法	(5)	-		B	
ク	調査票の検査、照会対応等	・業務を適正かつ確実にを行うための工夫がされているか。	検査、照会対応の質	-	6	2	B	
		・業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた（1）業務の適正かつ確実な履行、及び（2）回収率の向上等を含め、統計精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫が発揮された提案がされているか。	検査、照会対応の質	-	6	2	B	
キ	調査票の審査、照査票の作成及び修正	・処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。	基本的手法	(5)	-		B	
		・業務を適正かつ確実にを行うための工夫がされているか。	審査業務の質	-	6	2	B	
ク	集計	・処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。	基本的手法	(3)	-		B	
		・業務を適正かつ確実にを行うための工夫がされているか。	集計業務の質	-	6	2	B	
その他								
大項目	中項目	個別業務の具体的な実施方法以外の面での創意工夫	・調査結果の正確性を高めるため、業務遂行に当たり確保されるべき質として定められた（1）業務の適正かつ確実な履行、（2）回収率の向上等を含め統計精度を改善する観点から、より効果的なものとなるような創意工夫が発揮された提案がされているか。	調査結果の質	-	9	3	B
			・業務を効率的に実施するための創意工夫がされているか。	効率化	-	3	1	B
合計		基礎点・種別A		(62)			(100)	
		加点・種別B		138	200		100	

評価の観点「資格」の項目は、実施組織・部門が認証を受けている場合は20、受けていない場合は0点とする。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位:千円)		
		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費 定額部分	221,550	204,225	176,159
	成功報酬等	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		221,550	204,225	176,159
参考 値	減価償却費	0	0	0
	退職給付費用	0	0	0
(b)	間接部門費	0	0	0
(a) + (b)		221,550	204,225	176,159
(注記事項)				
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、従来から調査の実施及び集計に係る一連業務を一括して民間事業者へ委託している。 ・委託費の変動は、入札額の差によるものである。 ・調査客体数は、各年度とも毎月6,720世帯である。 ・調査方法は、毎月1回年12回の実施で、19年度以降は毎月訪問留置調査である。 ・調査の内容は同じ。ただし、調査単位区の交替について、19年度までは四半期ごとに1/5ずつであったが、20年度から毎月1/15ずつとした。この移行のため、19年度は20年度に比べ世帯名簿作成に関する業務が多く、一方、調査の依頼及び配布に関する業務が少ない。(19年度の名簿作成は、従来の各四半期に加え20年度の4月分～6月分も作成することとなった。20年度以降は毎年7月分～翌年6月分まで作成する。また、調査の依頼及び配布は、従来6月～翌年5月分までであったが、19年度は4月分まで行った。20年度以降は毎年5月分～翌年4月分まで行う。) ・委託費の積算には、調査に係る人件費、旅費、印刷費、通信運搬費、調査員手当などが含まれる。 ・原則として、調査方法等の変更がない限り積算の基礎(対象数や稼働日数など)の変動はない。積算の単価は、関係資料の改定に併せて変動するほか、調査員手当は、毎年総務省が国家公務員の賃金をベースに国の実施する統計調査の調査員手当として統一単価を提示するので、その単価に基づく。 ・調査関係用品等の基本数量は、「別紙2(別添) 消費動向調査の調査関係用品等基本数量見積」を参照。 ・平成22年度の落札金額 176,158,500円(税込) 				

2 従来の実施に要した人員		(単位:人)		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
常勤職員	0	0	0	
非常勤職員	0	0	0	
(業務従事者に求められる知識・経験等)				
(業務の繁閑の状況とその対応)				
(注記事項)				
<p>本事業は、従来から調査の実施及び集計に係る一連業務を一括して民間事業者へ委託している。 委託先の人員は、毎月、名簿の作成から調査票の回収等を行う調査員が336人、そのほか調査票の審査、集計等について17人程度の体制で実施している。</p>				

3 従来の実施に要した施設及び設備	
(注記事項)	
<p>本事業は、従来から調査の実施及び集計に係る一連業務を一括して民間事業者へ委託しており、調査関係書類を厳重に管理する環境、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等、本事業の遂行に必要な施設及び設備が必要。</p>	

4 従来の実施における目的の達成の程度

回収率 (%)	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
	70.0	75.5	70.0	74.6	70.0	75.0

・上記の回収率は以下に基づき算出。

平成19年度(回収率75.5%) 調査客体数:80,640 回収総数:60,859

平成20年度(回収率74.6%) 調査客体数:80,640 回収総数:60,182

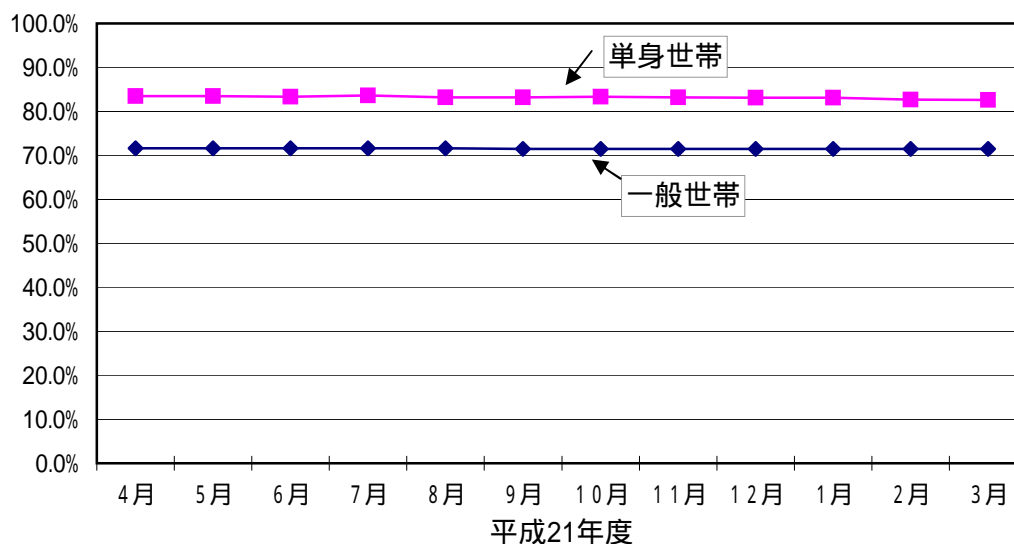
平成21年度(回収率75.0%) 調査客体数:80,640 回収総数:60,512

【確保されるべき質としての結果の正確性について】

18年度から、調査員の調査票回収における過剰な負担を軽減するため、目標とする回収率を70%程度とした。

一方、調査員の不適切な処理等を見過ごさないための監査を実施することとしている。また、納品された個票データについて内閣府で基本的な項目の集計を行い確認するとともに、結果数値における異常値の有無等を審査することを通じて、業務が適正かつ確実に行われているかどうかを確認している。(本業務の実施における目的は達成されているものと判断。)

消費動向調査 世帯別回収率



5 従来の実施方法

従来の実施方法(業務フロー図等)

別紙A-1,2を参照のこと。

平成21年度の実績

- ・調査協力依頼のために訪問した世帯数(受託民間事業者からの聞き取りによる。)
 約59世帯(単位区内世帯数約150世帯の約4割)
 面接できた世帯数約28世帯(訪問回数約2回)
 うち協力を得られた世帯数約15世帯
 面接不能の世帯数約31世帯(訪問回数約4回)
 上記の各世帯数は、調査員1人当たりの平均的な数。
- ・調査協力依頼の実施について
 新たに調査を開始する単位区内の全世帯に、調査実施の案内を配布。
 毎月約22単位区、各単位区約150世帯
 新規の調査世帯に対しては、内閣府・経済社会総合研究所長名の調査への協力依頼状を配布。
 毎月約22単位区、各単位区約35世帯
- ・住民基本台帳の閲覧等のための公文書の発出の状況
 新たに調査を開始する単位区について当該市町村に発出(毎月約22市町村)
- ・調査票の審査、疑義照会、データ修正の状況
 記入漏れ等は調査員が回収時に確認しており、審査時の疑義照会等はほとんどなし。
- ・調査世帯からの問い合わせ件数等(21年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
問い合わせ	38	8	9	5	12	6	8	6	9	10	6	8
拒否通知	7	2	1	1	0	1	0	3	1	1	4	1
世帯から団体本部への問い合わせ等の件数												

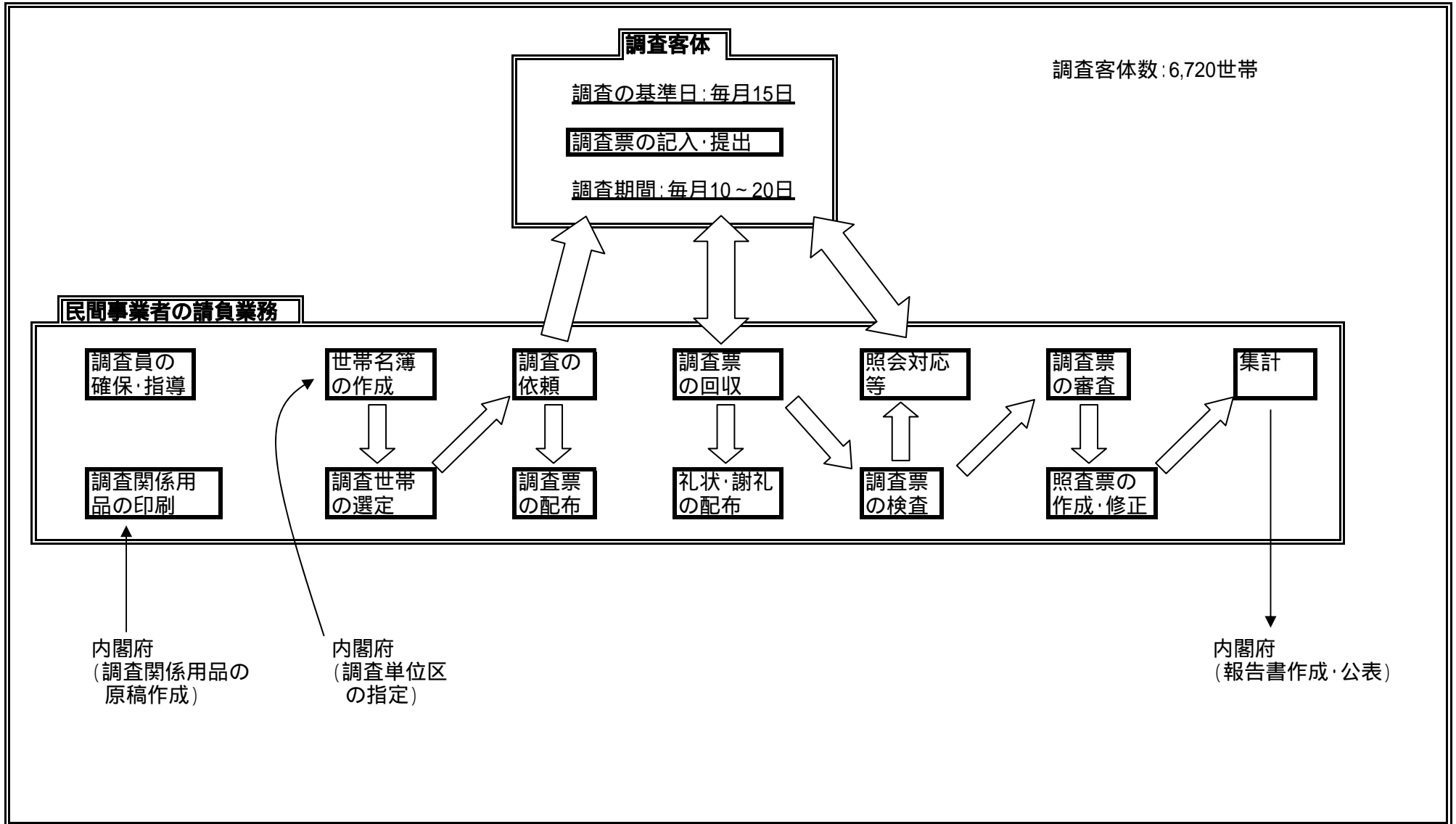
消費動向調査の調査関係用品等基本数量見積

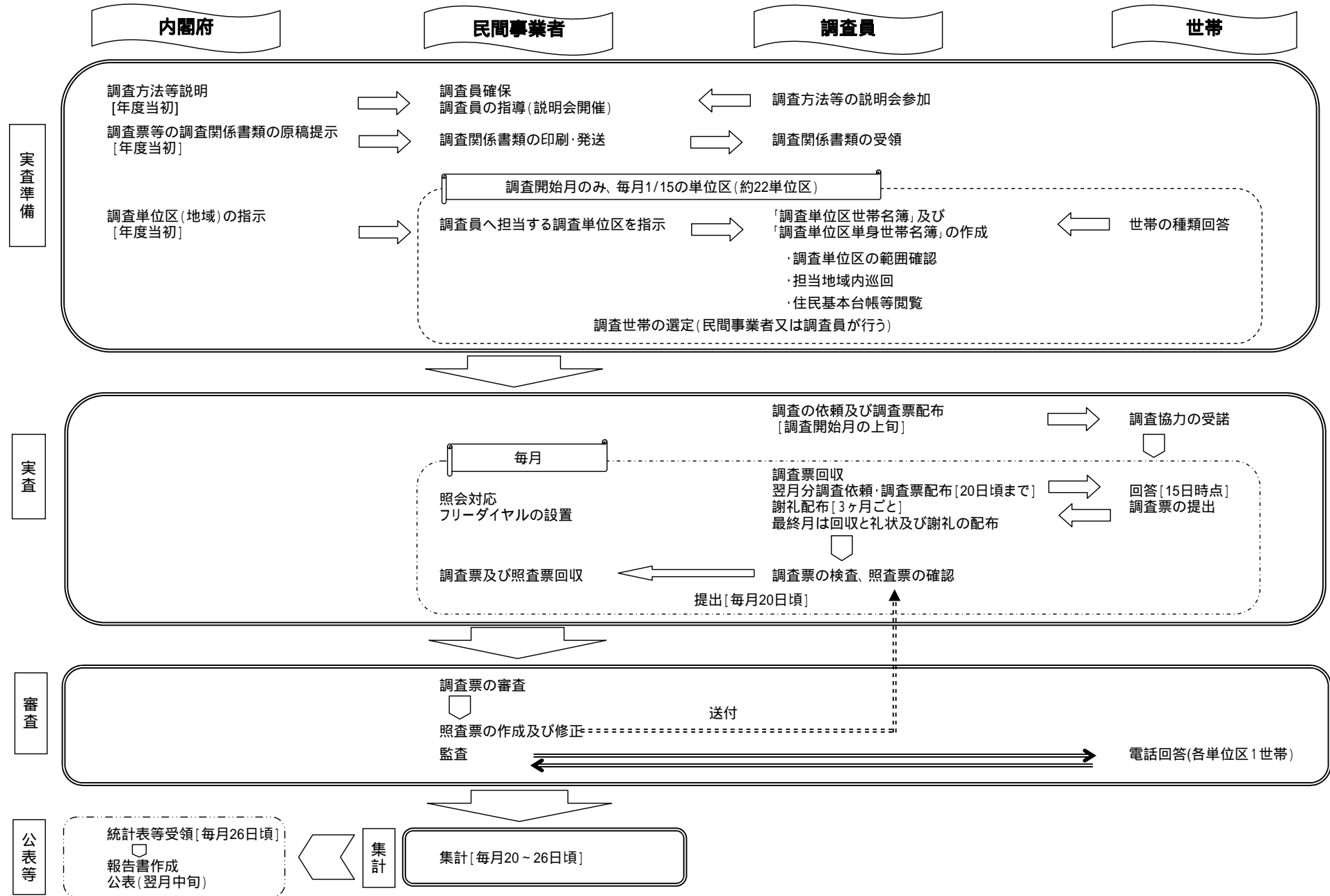
費 目	基本数量見積 ^{注)}			
印刷物				
調査票(5/7/8/10/11/1/2/4月)	片1	6720枚		8回
調査票(6/9/12月)	両1	6720枚		3回
調査票(3月)	両1	6720枚		1回
消費動向調査(全国、月次)についてのお願い(名簿作成時用)	両1	150枚	× 269地点	1回 a
消費動向調査(全国、月次)についてのお願い(調査依頼時用)	片1 2色	448枚		12回 b
消費動向調査(全国、月次)にご協力をお願い	片1	448枚		12回 b
調査のしおり	両2	448部		12回 b
調査票の記入の仕方	両10程度	448部		12回 b
くらしのしおり	両2	6720部		4回 c
消費動向調査(全国、月次)についてのお礼	片1 2色	448枚		12回 b
依頼状用封筒	長3	448枚		12回 b
礼状用封筒	長3	448枚		12回 b
訪問用封筒	角2	6720枚		12回 d
訪問票	片1	6720枚	× 1/3世帯	12回 e
委託事業者変更について	片1 2色	6720枚		1回 f
委託事業者変更通知用封筒	長3	6720枚		1回 f
消費動向調査調査単位区世帯名簿	片1	6枚	× 269地点	1回 g
同 単身世帯名簿	片1	1枚	× 269地点	1回 h
照査票	片1	2枚	× 336地点	12回 i
調査要領	両6	336部		1回 j
調査方法変更について	片1 2色	6272枚		1回 p
対象者謝礼品		6720個		4回 k
住民基本台帳閲覧		269地点	× 150世帯	1回 l
データ入力				
4/5/7/8/10/11/1/2月		31文字	× 6720票	8回 m
6/9/12月		46文字	× 6720票	3回 n
3月		89文字	× 6720票	1回 o

- a 1調査単位区当たり150世帯
b 新規調査世帯448世帯 = 6720世帯 × 1/15、毎月
c 調査世帯6720世帯4回
d 調査世帯6720世帯5月から翌年4月分
e 調査世帯6720世帯不在率3分の1
f 調査世帯6720世帯1回
g 1枚25世帯記入、1地点150世帯分6枚
h 1枚30世帯記入、1地点30世帯分
i 1地点2枚
j 336地点当たり1部
k 四半期ごとに配布
l 269地点150世帯閲覧し単身世帯抽出名簿作成
m 世帯の状況・年齢は2文字
n 同上、レジャー時間1文字・旅行8文字・サービス支出6文字
o 同上、耐久財42文字・住宅面積が1文字
p 調査世帯6720世帯のうち、24年度4月に回答する継続調査世帯=6720世帯 × 14/15

注)数量は、確定数ではない。
規格は原則としてA4版

消費動向調査の流れ





消費動向調査の都道府県別調査世帯数

都道府 県番号	都道府県名	調査市区町村 数	調査単 位区数	世帯		計	調査員数
				一般世帯	単身世帯		
1	北海道	11	15	210	90	300	15
2	青森	3	4	56	24	80	4
3	岩手	3	4	56	24	80	4
4	宮城	5	6	84	36	120	6
5	秋田	3	4	56	24	80	4
6	山形	3	4	56	24	80	4
7	福島	5	6	84	36	120	6
8	茨城	6	7	98	42	140	7
9	栃木	4	5	70	30	100	5
10	群馬	4	5	70	30	100	5
11	埼玉	12	14	196	84	280	14
12	千葉	11	13	182	78	260	13
13	東京	6	29	406	174	580	29
14	神奈川	10	18	252	108	360	18
15	新潟	5	6	84	36	120	6
16	富山	3	4	56	24	80	4
17	石川	3	4	56	24	80	4
18	福井	3	4	56	24	80	4
19	山梨	3	4	56	24	80	4
20	長野	5	6	84	36	120	6
21	岐阜	4	5	70	30	100	5
22	静岡	6	9	126	54	180	9
23	愛知	11	16	224	96	320	16
24	三重	4	5	70	30	100	5
25	滋賀	3	4	56	24	80	4
26	京都	4	8	112	48	160	8
27	大阪	9	20	280	120	400	20
28	兵庫	9	13	182	78	260	13
29	奈良	3	4	56	24	80	4
30	和歌山	3	4	56	24	80	4
31	鳥取	3	4	56	24	80	4
32	島根	3	4	56	24	80	4
33	岡山	5	6	84	36	120	6
34	広島	6	8	112	48	160	8
35	山口	4	5	70	30	100	5
36	徳島	3	4	56	24	80	4
37	香川	3	4	56	24	80	4
38	愛媛	3	4	56	24	80	4
39	高知	3	4	56	24	80	4
40	福岡	8	12	168	72	240	12
41	佐賀	3	4	56	24	80	4
42	長崎	3	4	56	24	80	4
43	熊本	4	5	70	30	100	5
44	大分	3	4	56	24	80	4
45	宮崎	3	4	56	24	80	4
46	鹿児島	5	6	84	36	120	6
47	沖縄	3	4	56	24	80	4
	全国	229	336	4,704	2,016	6,720	336

- (注) 1. 政令指定都市及び県庁所在市は、最低40世帯を配分する。
 2. 県別の結果表章を行うため、最低でも80世帯を配分する。
 3. 東京都の特別区は1市として計上。

平成23年度調査市町村一覧

(注)「23年度調査市町村」は平成17年国勢調査時の市町名のため、その後の市町村合併等で名称が変更になっている場合がある。

都道府県番号	都道府県名	23年度調査市町			
		市区町村番号	市町村名	単位数	グループ単位記号
01	北海道	101	札幌市中央区	1	C1
01	北海道	103	札幌市東区	1	C2
01	北海道	105	札幌市豊平区	1	E1
01	北海道	107	札幌市西区	1	E2
01	北海道	202	函館市	1	D1
01	北海道	203	小樽市	1	C3
01	北海道	204	旭川市	2	D2
01	北海道	204	旭川市		E3
01	北海道	205	室蘭市	1	C1
01	北海道	207	帯広市	1	D3
01	北海道	212	留萌市	1	E1
01	北海道	213	苫小牧市	1	C2
01	北海道	345	渡島支庁森町	1	D1
01	北海道	460	上川支庁富良野町	1	E2
01	北海道	636	十勝支庁清水町	1	D2
02	青森県	201	青森市	2	A1
02	青森県	201	青森市		A2
02	青森県	203	八戸市	1	B1
02	青森県	321	西津軽郡鰺ヶ沢町	1	B2
03	岩手県	201	盛岡市	2	C3
03	岩手県	201	盛岡市		C1
03	岩手県	202	宮古市	1	D3
03	岩手県	381	胆沢郡金ヶ崎町	1	D1
04	宮城県	102	仙台市宮城野区	1	A3
04	宮城県	104	仙台市太白区	1	E3
04	宮城県	202	石巻市	1	B3
04	宮城県	204	古川市(新大崎市)	1	E1
04	宮城県	211	岩沼市	1	A1
04	宮城県	362	亶理郡山元町	1	B1
05	秋田県	201	秋田市	2	C2
05	秋田県	201	秋田市		C3
05	秋田県	204	大館市	1	D2
05	秋田県	206	男鹿市	1	D3
06	山形県	201	山形市	2	A2
06	山形県	201	山形市		A3
06	山形県	204	酒田市	1	B2

平成23年度調査市町村一覧

(注)「23年度調査市町村」は平成17年国勢調査時の市町名のため、その後の市町村合併等で名称が変更になっている場合がある。

都道府県番号	都道府県名	23年度調査市町			
		市区町村番号	市町村名	単位数	グループ単位記号
06	山形県	206	さがえし 寒河江市	1	B3
07	福島県	201	ふくしまし 福島市	2	C1
07	福島県	201	福島市		E2
07	福島県	203	こおりやまし 郡山市	1	D1
07	福島県	204	いわきし いわき市	1	C2
07	福島県	209	そうまし 相馬市	1	D2
07	福島県	481	ひがししらかわぐんたなぐらまち 東白川郡棚倉町	1	E3
08	茨城県	201	みとし 水戸市	2	A1
08	茨城県	201	水戸市		E1
08	茨城県	203	つちうらし 土浦市	1	B1
08	茨城県	215	きたいばらまし 北茨城市	1	B2
08	茨城県	217	とりでし 取手市	1	E2
08	茨城県	227	ちくせいし 筑西市	1	B3
08	茨城県	443	いなしきぐんあみまち 稲敷郡阿見町	1	A2
09	栃木県	201	うつのみやし 宇都宮市	2	C3
09	栃木県	201	宇都宮市		E3
09	栃木県	202	あしかがし 足利市	1	D3
09	栃木県	207	いまいちし(しん にっこうし) 今市市(新日光市)	1	C1
09	栃木県	365	しもつがぐんあおひらまち 下都賀郡大平町	1	D1
10	群馬県	201	まえはし 前橋市	2	A3
10	群馬県	201	前橋市		A1
10	群馬県	205	あおたし 太田市	1	A2
10	群馬県	209	ふじおかし 藤岡市	1	B1
10	群馬県	363	たのぐんよしいまち 多野郡吉井町	1	B2
11	埼玉県	104	さいたましみぬまく さいたま市見沼区	1	E1
11	埼玉県	106	さいたましきらく さいたま市桜区	1	E2
11	埼玉県	107	さいたましうらわく さいたま市浦和区	1	C2
11	埼玉県	201	かわごえし 川越市	1	C3
11	埼玉県	202	くまがやし 熊谷市	1	E3
11	埼玉県	203	かわぐちし 川口市	1	D2
11	埼玉県	208	ところざわし 所沢市	1	D3
11	埼玉県	209	はんのうし 飯能市	1	E1

平成23年度調査市町村一覧

(注)「23年度調査市町村」は平成17年国勢調査時の市町名のため、その後の市町村合併等で名称が変更になっている場合がある。

都道府県番号	都道府県名	23年度調査市町			
		市区町村番号	市町村名	単位数	グループ単位記号
11	埼玉県	212	ひがしまつやまし 東松山市	1	C1
11	埼玉県	214	かすかべし 春日部市	1	C2
11	埼玉県	215	さやまし 狭山市	1	D1
11	埼玉県	219	あげおし 上尾市	1	D2
11	埼玉県	227	あさかし 朝霞市	1	C3
11	埼玉県	408	おおさとくんよりいまち 大里郡寄居町	1	D3
12	千葉県	101	ちばしちゅうおうく 千葉市中央区	1	C1
12	千葉県	102	ちばしはなみがわく 千葉市花見川区	1	E2
12	千葉県	103	ちばしいなげく 千葉市稲毛区	1	C2
12	千葉県	203	いちかわし 市川市	1	D1
12	千葉県	204	ふなばしし 船橋市	1	E3
12	千葉県	205	たてやまし 館山市	1	E1
12	千葉県	207	まつどし 松戸市	1	C3
12	千葉県	211	なりたし 成田市	1	D2
12	千葉県	217	かしわし 柏市	1	D3
12	千葉県	219	いちほらし 市原市	1	E2
12	千葉県	227	つらやすし 浦安市	1	E3
12	千葉県	228	よつかいどうし 四街道市	1	D1
12	千葉県	421	ちようせいぐんいちのみやまち 長生郡一宮町	1	C1
13	東京都	103	みなとく 港区	1	D2
13	東京都	104	しんじゅく 新宿区	1	A3
13	東京都	107	すみたく 墨田区	1	C2
13	東京都	108	こうとうく 江東区	1	B3
13	東京都	109	しながわく 品川区	1	D3
13	東京都	110	めぐろく 目黒区	1	A1
13	東京都	111	おおたく 大田区	1	C3
13	東京都	112	せたがやく 世田谷区	2	B1
13	東京都	112	せたがやく 世田谷区		E1
13	東京都	113	しぶやく 渋谷区	2	D1
13	東京都	113	しぶやく 渋谷区		E2
13	東京都	114	なかのく 中野区	2	A2
13	東京都	114	なかのく 中野区		E3
13	東京都	115	すぎなみく 杉並区	2	C1
13	東京都	115	すぎなみく 杉並区		E1

平成23年度調査市町村一覧

(注)「23年度調査市町村」は平成17年国勢調査時の市町名のため、その後の市町村合併等で名称が変更になっている場合がある。

都道府県番号	都道府県名	23年度調査市町			
		市区町村番号	市町村名	単位数	グループ単位記号
13	東京都	1 1 6	としまく 豊島区	1	B2
13	東京都	1 1 7	きたく 北区	1	B3
13	東京都	1 1 9	いたばしく 板橋区	1	D2
13	東京都	1 2 0	ねりまく 練馬区	1	D3
13	東京都	1 2 1	あだちく 足立区	1	A3
13	東京都	1 2 2	かつしかく 葛飾区	1	A1
13	東京都	1 2 3	えどがわく 江戸川区	1	C2
13	東京都	2 0 1	はちおうじし 八王子市	2	B1
13	東京都	2 0 1	八王子市		B2
13	東京都	2 0 3	むさしのし 武蔵野市	1	D1
13	東京都	2 0 4	みたかし 三鷹市	2	A2
13	東京都	2 0 4	三鷹市		E2
13	東京都	2 0 5	あうめし 青梅市	1	C3
13	東京都	2 0 7	あきしまし 昭島市	1	C1
14	神奈川県	1 0 1	よこはましつるみく 横浜市鶴見区	2	A3
14	神奈川県	1 0 1	横浜市鶴見区		E3
14	神奈川県	1 0 5	よこはましみなみく 横浜市南区	1	A1
14	神奈川県	1 1 1	よこはましこうなんく 横浜市港南区	2	A2
14	神奈川県	1 1 1	横浜市港南区		A3
14	神奈川県	1 1 3	よこはましみどりく 横浜市緑区	1	A1
14	神奈川県	1 1 7	よこはましあおばく 横浜市青葉区	1	A2
14	神奈川県	1 3 1	かわさきしかわさきく 川崎市川崎区	1	B3
14	神奈川県	1 3 2	かわさきさいわいく 川崎市幸区	1	E1
14	神奈川県	1 3 3	かわさきしなかはらく 川崎市中原区	1	B1
14	神奈川県	2 0 1	よこすかし 横須賀市	1	E2
14	神奈川県	2 0 4	かまくらし 鎌倉市	1	B2
14	神奈川県	2 0 5	ふじさわし 藤沢市	1	E3
14	神奈川県	2 0 6	おだわらし 小田原市	1	B3
14	神奈川県	2 0 9	さがみはらし 相模原市	1	B1
14	神奈川県	2 1 1	はだのし 秦野市	1	B2
14	神奈川県	2 1 5	えびなし 海老名市	1	B3
14	神奈川県	3 6 2	あしがらかみくんあおいまち 足柄上郡大井町	1	A3
15	新潟県	2 0 1	にいがたし 新潟市	2	C2
15	新潟県	2 0 1	新潟市		E1

平成23年度調査市町村一覧

(注)「23年度調査市町村」は平成17年国勢調査時の市町名のため、その後の市町村合併等で名称が変更になっている場合がある。

都道府県番号	都道府県名	23年度調査市町			
		市区町村番号	市町村名	単位数	グループ単位記号
15	新潟県	202	ながおかし 長岡市	1	D2
15	新潟県	206	しばたし 新発田市	1	E2
15	新潟県	212	むらかみし 村上市	1	C3
15	新潟県	482	なかうおぬまくんつなんまち 中魚沼郡津南町	1	D3
16	富山県	201	とやまし 富山市	2	A1
16	富山県	201	富山市		A2
16	富山県	209	おやべし 小矢部市	1	B1
16	富山県	382	いみずくんだいちんまち 射水郡大門町	1	B2
17	石川県	201	かなざわし 金沢市	2	C1
17	石川県	201	金沢市		C2
17	石川県	203	こまつし 小松市	1	D1
17	石川県	407	かしまくんなかのとまち 鹿島郡中能登町	1	D2
18	福井県	201	ふくいし 福井市	2	A3
18	福井県	201	福井市		A1
18	福井県	202	つるがし 敦賀市	1	B3
18	福井県	501	みかたかみなかくんわかさちよう 三方上中郡若狭町	1	B1
19	山梨県	201	こうふし 甲府市	2	C3
19	山梨県	201	甲府市		C1
19	山梨県	202	ふじよしだし 富士吉田市	1	D3
19	山梨県	206	おおつきし 大月市	1	D1
20	長野県	201	ながのし 長野市	2	A2
20	長野県	201	長野市		E3
20	長野県	202	まつもとし 松本市	1	B2
20	長野県	205	いいでし 飯田市	1	E1
20	長野県	206	すわし 諏訪市	1	A3
20	長野県	383	かみいなくんみのわまち 上伊那郡箕輪町	1	B3
21	岐阜県	201	ぎふし 岐阜市	2	C2
21	岐阜県	201	岐阜市		E2
21	岐阜県	202	おおがきし 大垣市	1	D2
21	岐阜県	209	はしまし 羽島市	1	D3
21	岐阜県	214	かにし 可児市	1	C3
22	静岡県	101	しずおかしあおいく 静岡市葵区	2	A1
22	静岡県	101	しずおかしあおいく 静岡市葵区		E3
22	静岡県	103	しずおかししみずく 静岡市清水区	1	A2

平成23年度調査市町村一覧

(注)「23年度調査市町村」は平成17年国勢調査時の市町名のため、その後の市町村合併等で名称が変更になっている場合がある。

都道府県番号	都道府県名	23年度調査市町			
		市区町村番号	市町村名	単位数	グループ単位記号
22	静岡県	202	はままつし 浜松市	2	B1
22	静岡県	202	浜松市		E1
22	静岡県	203	ぬまつし 沼津市	1	A3
22	静岡県	207	ふじのみやし 富士宮市	1	B2
22	静岡県	213	かけがわし 掛川市	1	E2
22	静岡県	344	すんとうくんおやまちょう 駿東郡小山町	1	B3
23	愛知県	103	なごやしきたく 名古屋市北区	1	C1
23	愛知県	104	なごやしにしく 名古屋市西区	1	C2
23	愛知県	105	なごやしなかわらく 名古屋市中村区	1	C3
23	愛知県	113	なごやしちりやまく 名古屋市守山区	1	C1
23	愛知県	114	なごやしみどりく 名古屋市緑区	1	C2
23	愛知県	115	なごやしめいとく 名古屋市名東区	1	E3
23	愛知県	201	とよはしし 豊橋市	1	D1
23	愛知県	202	あかざきし 岡崎市	1	D2
23	愛知県	203	いちのみやし 一宮市	1	D3
23	愛知県	206	かすがいし 春日井市	1	D1
23	愛知県	212	あんじょうし 安城市	1	D2
23	愛知県	214	がまごおりし 蒲都市	1	E1
23	愛知県	217	こうなんし 江南市	1	E2
23	愛知県	224	ちたし 知多市	1	E3
23	愛知県	226	おわりあさひし 尾張旭市	1	E1
23	愛知県	442	ちたくんひがしうらちょう 知多郡東浦町	1	E2
24	三重県	201	つし 津市	2	A1
24	三重県	201	津市		A2
24	三重県	202	よっかいちし 四日市市	1	B1
24	三重県	203	いせし 伊勢市	1	A3
24	三重県	341	みえくんこものちょう 三重郡菟野町	1	B2
25	滋賀県	201	おおつし 大津市	2	C3
25	滋賀県	201	大津市		C1
25	滋賀県	202	ひこねし 彦根市	1	D3
25	滋賀県	204	おうみはちまんし 近江八幡市	1	D1
26	京都府	103	きょうとしまきょうく 京都市左京区	1	A1
26	京都府	104	きょうとしなかぎょうく 京都市中京区	1	E3
26	京都府	108	きょうとしうきょうく 京都市右京区	1	A2

平成23年度調査市町村一覧

(注)「23年度調査市町村」は平成17年国勢調査時の市町名のため、その後の市町村合併等で名称が変更になっている場合がある。

都道府県番号	都道府県名	23年度調査市町			
		市区町村番号	市町村名	単位数	グループ単位記号
26	京都府	109	きょうとしふしみく 京都市伏見区	2	E1
26	京都府	109	京都市伏見区		A3
26	京都府	201	ふくちやまし 福知山市	1	B3
26	京都府	202	まいづるし 舞鶴市	1	B1
26	京都府	362	そうらくくんまづちよう 相楽郡木津町	1	B2
27	大阪府	111	おおさかしなにわく 大阪市浪速区	1	A1
27	大阪府	118	おおさかしじょうとうく 大阪市城東区	1	E2
27	大阪府	119	おおさかしあべのく 大阪市阿倍野区	1	A2
27	大阪府	120	おおさかしすみよし 大阪市住吉区	1	E3
27	大阪府	121	おおさかしひがしすみよし 大阪市東住吉区	1	A3
27	大阪府	124	おおさかしつるみく 大阪市鶴見区	1	A1
27	大阪府	125	おおさかしすみのえく 大阪市住之江区	1	A2
27	大阪府	126	おおさかしひらのく 大阪市平野区	1	A3
27	大阪府	201	きかいし 堺市	2	A1
27	大阪府	201	堺市		E1
27	大阪府	203	とよなかし 豊中市	1	B3
27	大阪府	206	いずみおおつし 泉大津市	1	B1
27	大阪府	211	いばらかし 茨木市	1	B2
27	大阪府	212	やおし 八尾市	2	B3
27	大阪府	212	八尾市		E2
27	大阪府	215	ねやがわし 寝屋川市	2	B1
27	大阪府	215	寝屋川市		E3
27	大阪府	227	ひがしおおさかし 東大阪市	2	B2
27	大阪府	227	東大阪市		E1
27	大阪府	228	せんなんし 泉南市	1	B3
28	兵庫県	101	こうべしひがしなだく 神戸市東灘区	1	C2
28	兵庫県	106	こうべしながたく 神戸市長田区	1	E2
28	兵庫県	107	こうべしすまく 神戸市須磨区	1	C3
28	兵庫県	201	ひめじし 姫路市	2	D2
28	兵庫県	201	姫路市		E3
28	兵庫県	202	あまがさきし 尼崎市	2	D3
28	兵庫県	202	尼崎市		E1
28	兵庫県	204	にしのみやし 西宮市	1	E2
28	兵庫県	206	あしやし 芦屋市	1	C1

平成23年度調査市町村一覧

(注)「23年度調査市町村」は平成17年国勢調査時の市町名のため、その後の市町村合併等で名称が変更になっている場合がある。

都道府県番号	都道府県名	23年度調査市町			
		市区町村番号	市町村名	単位数	グループ単位記号
28	兵庫県	207	伊丹市	1	D1
28	兵庫県	212	赤穂市	1	E3
28	兵庫県	218	小野市	1	C2
28	兵庫県	442	神崎郡市川町	1	D2
29	奈良県	201	奈良市	2	A2
29	奈良県	201	奈良市		A3
29	奈良県	205	橿原市	1	B1
29	奈良県	427	北葛城郡河合町	1	B2
30	和歌山県	201	和歌山市	2	C3
30	和歌山県	201	和歌山市		C1
30	和歌山県	202	海南市	1	D3
30	和歌山県	401	西牟婁郡白浜町	1	D1
31	鳥取県	201	鳥取市	2	C2
31	鳥取県	201	鳥取市		C3
31	鳥取県	202	米子市	1	D2
31	鳥取県	390	西伯郡伯耆町	1	D3
32	島根県	201	松江市	2	C1
32	島根県	201	松江市		C2
32	島根県	204	益田市	1	D1
32	島根県	206	安来市	1	D2
33	岡山県	201	岡山市	2	C3
33	岡山県	201	岡山市		E1
33	岡山県	202	倉敷市	1	D3
33	岡山県	203	津山市	1	E2
33	岡山県	204	玉野市	1	C1
33	岡山県	207	井原市	1	D1
34	広島県	103	広島市南区	1	A1
34	広島県	104	広島市西区	1	E3
34	広島県	105	広島市安佐南区	1	A2
34	広島県	202	呉市	1	B3
34	広島県	203	竹原市	1	B1
34	広島県	205	尾道市	1	A3
34	広島県	207	福山市	1	E1
34	広島県	309	安芸郡坂町	1	B2

平成23年度調査市町村一覧

(注)「23年度調査市町村」は平成17年国勢調査時の市町名のため、その後の市町村合併等で名称が変更になっている場合がある。

都道府県番号	都道府県名	23年度調査市町			
		市区町村番号	市町村名	単位数	グループ単位記号
35	山口県	2 0 1	しものせきし 下関市	1	A1
35	山口県	2 0 3	やまくちし 山口市	2	B3
35	山口県	2 0 3	山口市		B1
35	山口県	2 0 8	いわくにし 岩国市	1	A2
35	山口県	3 4 3	くまげくんとぶせちよう 熊毛郡田布施町	1	B2
36	徳島県	2 0 1	とくしまし 徳島市	2	C2
36	徳島県	2 0 1	徳島市		D2
36	徳島県	2 0 2	なるとし 鳴門市	1	C3
36	徳島県	3 4 1	みょうざいぐんいししちよう 名西郡石井町	1	D3
37	香川県	2 0 1	たかまつし 高松市	2	A3
37	香川県	2 0 1	高松市		A1
37	香川県	2 0 2	まるがめし 丸亀市	1	B3
37	香川県	4 0 4	なかたどぐんたどつちよう 仲多度郡多度津町	1	B1
38	愛媛県	2 0 1	まつやまし 松山市	2	C1
38	愛媛県	2 0 1	松山市		C2
38	愛媛県	2 0 3	うわじまし 宇和島市	1	D1
38	愛媛県	2 0 4	やわたはまし 八幡浜市	1	D2
39	高知県	2 0 1	こうちし 高知市	2	C3
39	高知県	2 0 1	高知市		C1
39	高知県	2 0 8	すくもし 宿毛市	1	D3
39	高知県	4 0 2	たかおかぐんさかわちよう 高岡郡佐川町	1	D1
40	福岡県	1 0 1	きたきゅうしゅうしゅうしもじく 北九州市門司区	1	B2
40	福岡県	1 0 6	きたきゅうしゅうしゅうしこくらきたく 北九州市小倉北区	1	E2
40	福岡県	1 0 9	きたきゅうしゅうしゅうしやはたにしく 北九州市八幡西区	1	B3
40	福岡県	1 3 2	ふくおかしはかたく 福岡市博多区	1	A2
40	福岡県	1 3 4	ふくおかしみなみく 福岡市南区	1	E3
40	福岡県	1 3 7	ふくおかしきわらく 福岡市早良区	1	A3
40	福岡県	2 0 2	おおむたし 大牟田市	1	A1
40	福岡県	2 0 3	くるめし 久留米市	1	A2
40	福岡県	2 1 4	ぶぜんし 豊前市	1	B1
40	福岡県	2 1 7	ちくしのし 筑紫野市	1	A3
40	福岡県	5 6 1	やまなくんせたかまち 山門郡瀬高町	1	B2
40	福岡県	6 0 2	たがわくんそえたまち 田川郡添田町	1	B3
41	佐賀県	2 0 1	さがし 佐賀市	2	D2

平成23年度調査市町村一覧

(注)「23年度調査市町村」は平成17年国勢調査時の市町名のため、その後の市町村合併等で名称が変更になっている場合がある。

都道府県番号	都道府県名	23年度調査市町			
		市区町村番号	市町村名	単位数	グループ単位記号
41	佐賀県	201	佐賀市		D3
41	佐賀県	202	からつし 唐津市	1	C2
41	佐賀県	425	しまくしるいしちよう 杵島郡白石町	1	C3
42	長崎県	201	ながさきし 長崎市	2	A1
42	長崎県	201	長崎市		A2
42	長崎県	202	させほし 佐世保市	1	B1
42	長崎県	323	ひがしそのぎくんはさみちよう 東彼杵郡波佐見町	1	B2
43	熊本県	201	くまとし 熊本市	2	C1
43	熊本県	201	熊本市		C2
43	熊本県	202	やつしろうし 八代市	1	D1
43	熊本県	203	ひとよしし 人吉市	1	E1
43	熊本県	441	かみましきくみふねまち 上益城郡御船町	1	D2
44	大分県	201	おおいたし 大分市	2	A3
44	大分県	201	大分市		A1
44	大分県	203	なかつし 中津市	1	B3
44	大分県	209	ぶんごたかだし 豊後高田市	1	B1
45	宮崎県	201	みやさきし 宮崎市	2	C3
45	宮崎県	201	宮崎市		C1
45	宮崎県	203	のべおかし 延岡市	1	D3
45	宮崎県	322	みなみなかくんなんごうちよう 南那珂郡南郷町	1	D1
46	鹿児島県	201	かごしまし 鹿児島市	2	A2
46	鹿児島県	201	鹿児島市		E2
46	鹿児島県	203	かのやし 鹿屋市	1	A3
46	鹿児島県	206	あくねし 阿久根市	1	B2
46	鹿児島県	441	あいらくにかじきちよう 始良郡加治木町	1	E3
46	鹿児島県	468	そあくんおおさきちよう 曽於郡大崎町	1	B3
47	沖縄県	201	なはし 那覇市	2	C2
47	沖縄県	201	那覇市		C3
47	沖縄県	209	なごし 名護市	1	D2
47	沖縄県	314	くにがみくんきんちよう 国頭郡金武町	1	D3
	計		229	336	

調査単位区世帯名簿の作成及び調査世帯の選定方法

1 調査単位区の範囲

調査単位区は、国勢調査の調査区から構成されており、本調査の1調査単位区は国勢調査の3調査区を合わせたものである。ただし、3調査区では調査世帯の確保が困難な場合は、隣接する調査区までその対象を広げる。具体的な調査区は内閣府が指示し、それを基本に民間事業者と協議、決定する。

2 調査単位区の範囲の確認及び国勢調査関係書類の閲覧

(1) 調査員は、担当する調査単位区の指示を受け、当該調査区の所在地及び範囲を確認する。

(2) 市区町村長が保管している「国勢調査調査区一覧表」及び「国勢調査調査区地図」により確認する必要がある場合は、「国勢調査調査区関係書類の閲覧承認通知の写し」を持参し、閲覧する(必要な場合は複写をとる)。

(3) 当該調査区の確認が、上記(2)によって困難な場合は、「国勢調査調査区要図」を閲覧して確認する(必要な場合は複写をとる)。複写をとる場合、調査区要図中の「調査員氏名」の欄は、転記または複写しないこと。

(4) 上記(2)及び(3)により、複写または転記した用紙は、用済み後直ちに焼却など他に漏れない方法により処分する。

3 調査単位区内世帯の訪問及び調査単位区世帯名簿の作成

(1) 調査員は、調査単位区の範囲の確認を行った後、調査単位区内の調査対象とした全世帯を訪問して世帯主氏名、世帯所在地、世帯区分の各欄の記入を行い(世帯主氏名については、世帯の協力が得られない又は他に確認方法がない場合は姓のみで可、オートロックマンション等で立ち入り出来ず如何なる方法でも姓が確認出来ない場合は空欄でも可、世帯区分についても確認不能の場合は空欄でも可)「消費動向調査調査単位区世帯名簿」(様式1)を作成する。この名簿を作成するために、「消費動向調査(全国、月次)についてのお願い」を調査単位区内の全世帯(一般世帯、単身世帯共通)になるべく事前に配布し、名簿作成への協力及び今後の調査への理解と協力を求め、調査が円滑に行われるように努める。

- (2) 名簿作成後、世帯区分欄の「一般」に 印の付されている世帯のみに一連番号をつける。調査世帯は、一般世帯では乱数を用いたランダム抽出により一連番号から選定することとし、調査世帯が決まったら、抽出世帯欄に 印を記入する。調査員が調査世帯の選定を行う場合は、民間事業者はランダム抽出の方法を指示する。
- (3) 単身世帯については、住民基本台帳（不可能な場合は選挙人名簿）から「消費動向調査調査単位区単身世帯名簿」（様式2）を作成する。（住民基本台帳（又は選挙人名簿）の閲覧のための公文書の発出は内閣府が行う。）

なお、「消費動向調査調査単位区単身世帯名簿」から選定する各調査単位区の性別・年齢階級別の調査世帯数は6世帯とするが、3つの調査単位区をあわせた18世帯を1単位とし、この18世帯について、全体の抽出率が次の割合になるように、各調査単位区間で調整する。

29歳以下 男性	3 / 18	29歳以下 女性	2 / 18
30～59歳 男性	5 / 18	30～59歳 女性	2 / 18
60歳以上 男性	2 / 18	60歳以上 女性	4 / 18

各調査単位区間の性別・年齢階級別の選定数の調整は、民間事業者において行う。

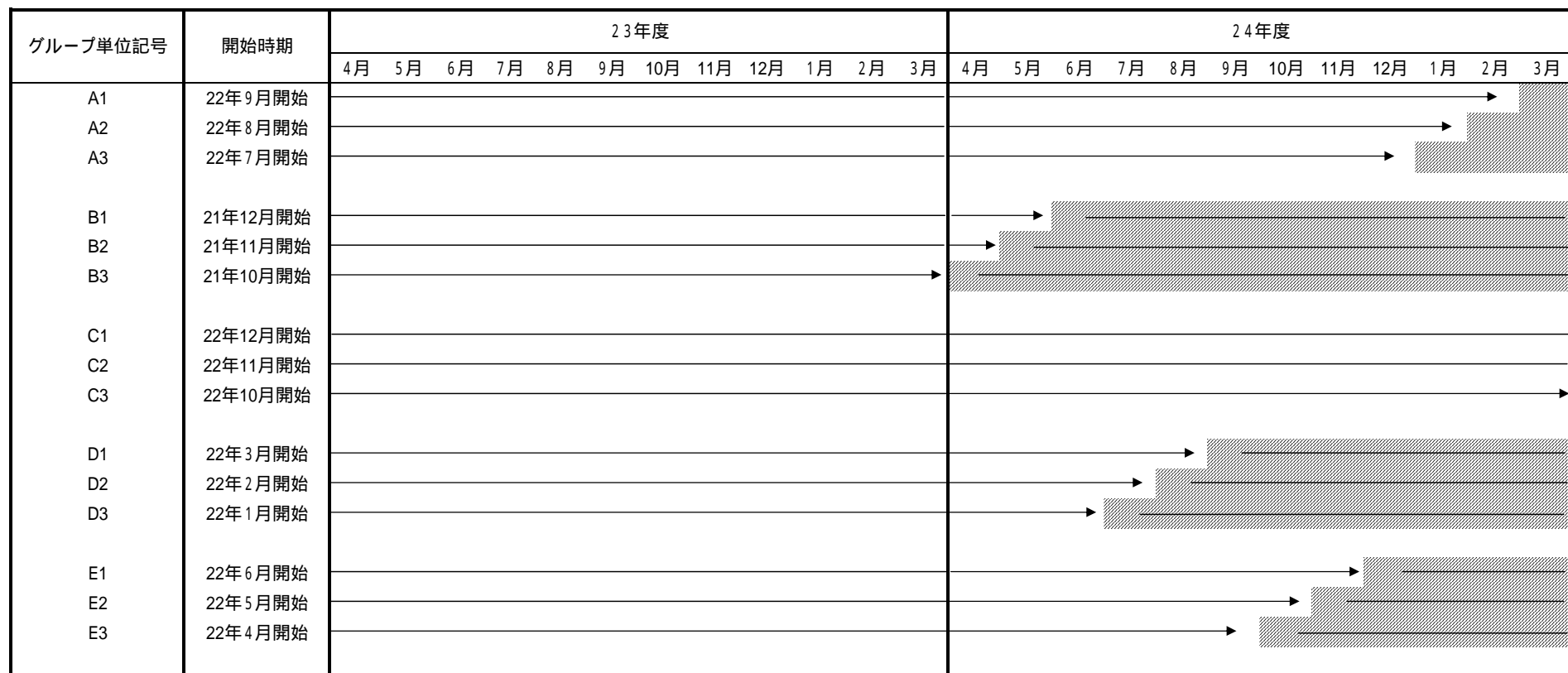
「消費動向調査調査単位区単身世帯名簿」は、この調整した選定数のそれぞれ5倍程度になるまで記録する。住民基本台帳（又は選挙人名簿）からの転記情報は、氏名、世帯所在地、生年月日、性別である。


次に、作成した「消費動向調査調査単位区単身世帯名簿」の記録順に、それぞれの性別・年齢階級別の選定数に達するまで、調査の協力を依頼する。

調査世帯が決まったら、調査世帯欄に 印を記入する。なお、単身世帯の世帯番号は500番台を用いる。

- (4) はじめて世帯を訪問する際は、「内閣府消費動向調査員証」を提示した上で本調査の趣旨を説明して調査への協力を求める。また、可能な限り、事前に町内会長やアパート・マンションの管理人等に「消費動向調査（全国、月次）についてのお願い」を配布し、名簿作成が円滑に行えるよう協力を求める。
- (5) 調査対象世帯は全国の世帯のうち、外国人（世帯主が外国籍）・学生・施設等入居世帯を除いた世帯であり、世帯区分は以下のとおりである。
- ・ 一般世帯 調査世帯のうち世帯人員が二人以上の世帯
 - ・ 単身世帯 調査世帯のうち世帯人員が一人の世帯

調査世帯交替図



(注) 「 」はグループごとの調査単位区交替月を表している。  は、交替後の調査単位区。
 調査世帯は調査単位区交替に伴い変更となる。また、15ヶ月ごとに同一調査単位区内において別世帯に交替する。「 」は調査単位区交替がない調査世帯の変更月である。

個票データ形式、各項目の算出方法及び表章形式について

(1) 個票データ形式

調査票の個票データは内閣府が提供する個票データ作成フォームを用いて、エクセル形式で作成する。調査票は「4、5、7、8、10、11、1、2月調査」、「6、9、12月調査」、「3月調査」の三種類あるが、個票データは「3月調査」の調査票項目を基本に作り、どの月も同じデータ形式とする。表頭に調査項目名を一行入力、個票一枚を一行とし、個票の「調査時期年月」から始まり、「消費者の意識」、「物価の見通し」、「旅行実績・予定」、「自己啓発、趣味・レジャー」、「主要耐久消費財等の保有状況」、「主要耐久消費財の買替え状況」、「世帯の状況(住宅の総床面積含む)」まで入力し、更に「都市規模階級」、「地域ブロック」、「グループ単位記号」を入力する。

(2) 各項目の算出方法

表側の各項目は、集計世帯数を算出し、その世帯数に占める各回答区分(表頭)の割合を計算し、%で表示する。

なお、都市規模階級別の5万人以上・未満、別掲大都市は年度初めにその時点で最新の「人口要覧」に基づいて区分し算出する。23年度には「岡山市」が新たに別掲大都市となる。

(3) 消費者意識指標及び消費者態度指数の算出方法

5段階評価のそれぞれ「良くなる」に(+1)、「やや良くなる」に(+0.75)、「変わらない」に(+0.5)、「やや悪くなる」に(+0.25)、「悪くなる」に(0)の点数を与え、この点数に各回答区分の構成比(%)を乗じ、乗じた結果を合計して、「暮らし向き」、「収入の増え方」、「雇用環境」及び「耐久消費財の買い時判断」の項目ごとに消費者意識指標を算出する。

これら4項目の消費者意識指標を単純平均して消費者態度指数を算出する。消費者態度指数は、各4項目の消費者意識指標について、小数第1位で表示される計数について平均した結果の少数第2位の値を四捨五入した値を表示する。

(4) サービス支出DIの算出方法

サービス支出DIは、回答区分の「増やす」と「やや増やす」から、「やや減らす」と「減らす」の構成比(%)を控除して計算する。

(5) 主要耐久消費財の普及率及び保有数量の算出方法

普及率は、1世帯で複数台保有していても1台としてカウントした保有台数の合計を当該集計区分の集計世帯数で除した結果に100.0を乗じた値である。

保有数量は、1世帯で保有している台数すべてをカウントした保有台数の合計を当該集計区分の集計世帯数で除した結果に100.0を乗じた値である。

(6) 総世帯・一般世帯と単身世帯の集計区分の違い

単身世帯では、総世帯及び一般世帯にない年齢階級別(6階級別)の集計を行なう。

(7) 総世帯の算出方法

総世帯は、一般世帯3,440万世帯と単身世帯1,340万世帯を合わせた全ての世帯を意味する。総世帯の各データは、世帯数のシェアをウエイトに加重平均して算出する。

計算に用いる一般世帯、単身世帯の集計結果に「該当なし」が存在する、又は「旅行の延べ人数・回数平均」の総世帯の計算結果が「1.0」を下回ってしまうなど、集計項目によって上記の方法が適当でないと認められる場合は内閣府と協議する。

注) 総世帯の具体的な計算方法は、別途提示する。

(8) 表章形式

表章は集計様式により行う。表示は小数点以下第1位とし、単位未満の場合は「0.0」と表記し、該当データがない場合は「-」と表記する。

なお、集計様式は入札説明会において提示する。

年度 消費動向調査 調査単位区世帯名簿

都道府県番号	市・区・支庁・郡・町名	調査単位区番号	グループ単位記号
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

抽出世帯	世帯番号	世帯主氏名	所在地	世帯区分			電話番号	備考
				一般	単身	外国人		
	1	山 一郎	...				123-345-1111	
		田 ?	...	?				調査拒否
		?	...	?				調査拒否
	2	崎 健一	...					調査拒否
		村 花子	...					
	3	岡 勝	...					
	4	沢 次郎	...				123-345-2222	
	5	岡 勝	...					

調査単位区内の一般世帯数	世帯	} 次頁に続く場合には、この欄は記入しない。
抽出世帯数	14 世帯	

- 注) 1 世帯名簿作成時、世帯主氏名について確認が出来ない場合は「姓」のみで可、如何なる方法でも確認不能の場合は空欄で可、世帯区分についても確認不能の場合は空欄で可。いずれの場合も住所は記入する。
- 2 世帯名簿作成時には電話番号の記入は不要、調査世帯に決定した際に記入する。同時に、世帯名簿作成時に世帯主氏名、世帯区分に不備があった場合は当該部分を聞き取り、記入する。

年度「消費動向調査」調査単位区単身世帯名簿

都道府県番号 市・区・支庁・郡・町名 単位区グループ 調査単位区番号 抽出利用台帳

1.住民基本台帳 2.選挙人名簿

抽出世帯	世帯番号	世帯主氏名	所在地	世帯区分			電話番号	備考
				性別	年齢区分	生年月日		
	501	川 順子		2	G	昭和52.3.3	123-345-2345	
	502	藤 清		1	C	昭和35.4.2		調査拒否
	503	山 三夫		1	B	昭和46.9.20	123-345-5432	
	504	村 正志		1	D	昭和22.10.15		移転
	505	田 花子		2	L	昭和5.2.2	123-345-6745	
	506	崎 勝江		2	K	昭和13.4.4	123-345-3456	
	507	沢 次郎		1	F	大正 7.7.7	123-345-4567	
	508	・	・	・	・	・		
	509	・	・	・	・	・		
	510	・	・	・	・	・		
	511	・	・	・	・	・		
	512	・	・	・	・	・		
	513	・	・	・	・	・		
	514	・	・	・	・	・		
	515	・	・	・	・	・		
	516	・	・	・	・	・		
	517	・	・	・	・	・		
	518	・	・	・	・	・		
	519	・	・	・	・	・		
	520	・	・	・	・	・		

注) 世帯名簿作成時には電話番号の記入は不要。調査世帯に決定した際に記入する。

性・年齢区分			抽出数	指定抽出数(注)
男 (1)	A	29歳以下	1	3
	B	30～39歳	1	
	C	40～49歳		
	D	50～59歳		5
	E	60～69歳		
	F	70歳以上	1	
女 (2)	G	29歳以下	1	2
	H	30～39歳		2
	I	40～49歳		
	J	50～59歳		
	K	60～69歳	1	4
	L	70歳以上	1	

注)1単位(3調査単位区)当りの抽出数であり、各性別・年齢階級別区分の上限となる。

平成 年 月 日

内閣府
経済社会総合研究所 御中

(受託事業者名)

調査世帯等問い合わせ等内容報告書

標記について、下記のとおり報告致します。

記

問い合わせ・対応状況(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

- ・ 調査世帯問い合わせ 件
- ・ その他問い合わせ 件
- ・ 調査拒否 件
- ・ その他 件
- 計 件

月日	項目	内 容	対 応

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

調査世帯、調査員要望・意見等

1 調査世帯より

- ・
- ・

2 調査員より

- ・
- ・

別添3

平成 年 月 日

内閣府
経済社会総合研究所 御中

(受託事業者名)

内部検査報告書

標記について、下記のとおり報告致します。

記

- 1 調査件名 消費動向調査
- 2 調査期間 平成 年 月 日～ 月 日
- 3 回収結果 一般世帯 世帯(回収率 . %)、単身世帯 世帯(回収率 . %)、合計 世帯(回収率 . %)

調査終了後、回収調査票の内容を点検し、記入漏れや誤記入のないことを確認した上で、調査票の集計作業を行ったことを報告します。

平成 年 月 日

内閣府
経済社会総合研究所 御中

(受託事業者名)

消費動向調査平成 年 月分調査状況監査結果

標記について、下記のとおり報告致します。

記

電話監査

- 1 監査対象 全調査単位区に対し、各調査単位区毎1世帯 計336世帯
- 2 監査期間 平成 年 月 日 ~ 日
- 3 監査方法 電話による各世帯への直接問い合わせ
- 4 監査結果 今月の監査の結果、.....

また、電話監査の過程で、電話に出たものが未成年・高齢者等で確認不能の 世帯について往復はがきを投函した。

はがき監査

- 1 監査対象 月分電話監査の過程で確認不能の 世帯
- 2 監査時期 平成 年 月 日 ~ 日
往復はがきの投函は平成 年 月 日
- 3 監査方法 往復はがきによる問い合わせ
- 4 監査結果 通の返信があり、 世帯より.....

調査員任命報告書

平成 年度消費動向調査の調査員を下記のとおり任命しましたので報告します。

平成 年 月 日

内閣府経済社会総合研究所長 殿

(受託事業者代表者氏名) 印

都道府県名	
-------	--

都道府県番号	
--------	--

(フリガナ) 氏名	性別	担当市町村	担当調査月												備考(経験 年数等)	
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		

注1. 担当月欄には、担当する月に 印をつける。

注2. 備考欄には本調査の経験年数等を記入する。